

さいたま市コミュニティバス等導入ガイドライン抜粋

運行改善（西区）

主な検討の流れとポイント

事前準備
ステップ1

(1) 運行・収支状況の把握・評価

- 改善運行検討の要件（収支率、または利用者数が前年度より低い）を確認。

(2) 地域（市）によるニーズ把握、市（地域）への相談

- どの地域の方が、どこに行きたいのか等、市民ニーズの把握。
- 改善検討地域が、コミュニティバス等のコンセプトに合致していること。

(3) 地域組織の設立

- 地域組織は検討路線の利用者を含め5人以上（代表者1名を選任）。

改善計画の作成
ステップ2

(1) 改善案の検討、市への申請

- 変更後、希望する行先にルート設定がされているか確認。
- 自治会の同意を得たうえで市に申請。
- コミュニティバス等が運行できる道路要件の確認。

(2) 改善計画素案の作成

- コミュニティバス等のサービス方針の確認。

(3) 需要調査（アンケート調査等）の実施・分析・事業採算性の検討

- 実証運行への要件である、「収支率（試算）が前年度以上」を満たしているか確認。

(4) 「改善計画書」の作成

- 運行にあたって関係機関協議、停留所設置に関し沿線住民の理解。

(5) 法定協議会における協議

- 法定協議会において実証運行実施の可否についての判断。

実証運行
ステップ3

(1) 実証運行の準備

- 実証運行実施のための道路運送法の事業許可の取得。

(2) 実証運行の実施

(3) 実証運行中の調査・分析

(4) 法定協議会における協議

- 本格運行への要件である「収支率が前年度以上（実証運行前半6か月）」を満たしているかの確認。
- 法定協議会において本格運行実施の可否についての判断。

(5) 本格運行の準備

- 本格運行実施のための道路運送法の事業許可の取得（必要に応じて）。

本格運行
ステップ4

(1) 本格運行の実施

(2) 運行継続に向けたサポート（調査・分析）

- 運行継続のため利用促進等の継続的な取組実施。

(3) 法定協議会における協議

- 運行継続：収支率が前年度以上。
- 改善検討：収支率が前年度以下。

(4) 本格運行後の利用促進

※運行改善：平成23年のガイドライン策定以前から運行しているコミュニティバス6路線（西区、見沼区、南区、桜区、北区、岩槻区）において運行改善を検討するものです。

※収支率40%以上を目指し、運行改善等による利用促進を継続します。